県道平山荒尾線は、熊本県荒尾市内の県道荒尾南関線との接続点を起点とし、同市内の一般国道208号との接続点を終点とする総延長約5.3㎞の幹線道路である。

本路線は、熊本県北西部における物流や観光振興に寄与する路線であり、地域住民の通勤、通学等の日常生活を支える道路としての役割も果たしている。

また、県道荒尾南関線は、「熊本県地域防災計画（平成26年度）」に基づく第一次緊急輸送道路に指定されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路法第30条第３項の規定に基づく熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年熊本県条例第25号。以下「条例」という。）に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存在するほか、交通事故も発生するなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

また、現道は、一部にしか歩道が整備されていないことから、歩行者が危険な状態にさらされている。

本件事業の完成により、現道の幅員狭小区間等を解消し、歩道を備えた新たな道路が整備されることから、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境影響への調査等を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると予測されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、排水性舗装を設置することにより環境基準を満足すると予測されていることから、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講じるべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているブッポウソウ、ツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカスミサンショウウオ等が確認されている。ブッポウソウ及びカスミサンショウウオについては、施工地内に営巣は確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く存することなどから、ツマグロキチョウについては、施工地内への飛来が確認されているが、食草が周辺に広く存することなどから、それぞれ影響は小さいとされている。

植物については、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタイワンスゲが施工地外で確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、熊本県教育委員会と協議を行い、必要に応じて適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、条例による第３種第２級の規格に基づき、２車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、現道北側案（以下「申請案」という。）と、現道活用案及び現道南側案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は他案に比べ取得必要面積が多いものの、宅地及び支障物件は最も少ないこと、バイパス工事であるため交通規制や安全対策といった制約が小さく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は幅員狭小区間が存在する等安全かつ円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、荒尾市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　熊本県荒尾市役所

国会事項

衆　議　院

法律公布奏上及び通知

十一月二十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

法律公布奏上通知書受領

十一月二十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

まち・ひと・しごと創生法

地域再生法の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律

議案提出

十一月二十一日内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

議案通知

十一月二十一日参議院送付の次の本院提出案を可決した旨参議院に通知した。

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（第百八十六回国会本院提出、参議院継続審査）